

“security action for guarding technical intelligence”

### 「知っておきたい営業秘密」

#### 営業秘密漏えい対策に向けた『従業員向けパンフレット』の御紹介

今回は、本年6月に経済産業省が公表した、営業秘密漏えい対策に向けた従業員向けパンフレット「知っておきたい営業秘密～予期せぬトラブルに巻き込まれないために～」について御紹介します。

**1 「営業秘密」ってどんな情報？**

企業・研究機関などにとって重要な、秘密としたい情報が「営業秘密」

企業や研究機関などが、営業活動や、研究、開発から生み出した様々な情報

**営業情報**：顧客名簿、得意先、販売ルート、営業方針、営業計画、営業成績、営業ノウハウ、営業秘密

**技術情報**：製品設計、製造工程、技術ノウハウ、技術秘密

企業などでは、自社の地位を確保するために、このような情報を「秘密」にすることがある。

秘密とすることを（法律が定める） 企業などが秘密にしたい情報は（法律が定める）

2 「してはいけないこと!」ってどんなこと？

企業等の「営業秘密」の不正な①取得、②開示、③使用

**01 取得**：他人の営業秘密を不正に取得する行為  
 ① 不正に取得した営業秘密を不正に開示する行為  
 ② 不正に取得した営業秘密を不正に使用する行為

**02 開示**：営業秘密を不正に開示する行為  
 ③ 不正に取得した営業秘密を不正に開示する行為

**03 使用**：営業秘密を不正に使用する行為  
 ④ 不正に取得した営業秘密を不正に使用する行為

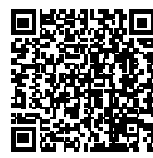
これらの行為は「不正競争防止法違反」になる場合があります!

経済産業省

## 知っておきたい営業秘密

予期せぬトラブルに巻き込まれないために

掲載ページ  
リンク先  
↓



**3 営業秘密侵害をしたらどうなるの？**

刑事罰・民事責任を負います...

**刑事罰**：10年以下の懲役、5,000万円以下の罰金

**民事責任**：損害賠償

こんなケースにも気を付けよう

① 営業秘密を不正に取得したにもかかわらず、その事実を隠して営業秘密として使用する行為はNG

② 営業秘密を不正に開示したにもかかわらず、その事実を隠して営業秘密として使用する行為はNG

③ 営業秘密を不正に使用したにもかかわらず、その事実を隠して営業秘密として使用する行為はNG

こちらのパンフレットは、日々の業務において、実際に営業秘密に接する従業員等にとって、①どのような行為が不正競争防止法違反となるのか、②そもそも営業秘密とはどのような情報なのか、③普段から気をつけるべきことは何なのか、といった従業員目線での留意事項についてわかりやすく説明しています。経産省HPからもダウンロード可能ですので、是非ご活用ください。冊子の取り寄せについても可能ですが、詳しくは経産省にご相談ください。

- 神奈川県警察では、警察官が企業やアカデミア（大学や研究機関）等を直接訪問して産業技術情報の流出防止を目的とした情報提供やセミナーを行う「アウトリーチ活動」を推進しています。
- 技術情報流出防止対策に関し、ご相談がある場合はお気軽に下記SEAGULL事務局までご連絡下さい。



▼ SEAGULL事務局(外事第一課内) ▼

〒231-8403 横浜市中区海岸通2丁目4番 神奈川県警察本部

相談窓口

Email : seagull@police.pref.kanagawa.jp

